

平成20年度事業計画

社団法人 日本ホッケー協会

1、普及及び指導

各都道府県協会の実情に即した普及並びに運営方策を実施する。

各ブロック協会のより活発な普及活動を図るための普及方策を確立する。

中学校体育連盟への加盟の促進を図る。(各都道府県中学校体育連盟への加盟促進を図る)

スポーツ拠点づくり推進事業を支援し、中学生の普及発展を図る。

スポーツ少年団の活動方針である「発育と発達」に基づく指導を呼びかけ、ホッケーの楽しさを子供に伝える。

公認指導者講習会を実施し、指導者の養成と、指導技術の向上を図る。

一貫指導指導者教本に基づいた正しい指導を広く実践する。

2、国内競技会及び国際競技会の開催

主要国内競技会を円滑に開催する。

日本リーグ機構運営を円滑に遂行すると共に、強化の一助を担う。

各国内競技会の抜本的な見直しを行い、中長期的視野に立脚した競技会の実施方法を確立する。

競技会主催各都道府県協会、ブロック協会、関係団体等との一層の連携をはかり、円滑な競技会の運営を図る。

可能な限り多くの国際競技会を開催し、国際親善に寄与する。

3、国際競技力の向上,交流の推進

男女日本代表チームの国際競技力の向上を図る。また国際競技大会において所期の目的目標を達成する。

男女ジュニア、ユース、ジュニアユース日本代表チームを可能な限り恒常的に編成し、年齢別一貫指導推進強化体制の下に、各々が積極的な強化活動を実施し、将来の日本代表チームの国際競技力向上につなげる。

情報・医・科学委員会との連携を強め、内外の情報収集分析と、医科学的に代表チーム・選手個人々の競技力の向上を図る。

国際競技会への代表チームの選手選考、ならびにその派遣事業を実施する。

男女の各年齢層日本代表チームの各々の、国際競技会への派遣事業を推進する。

男女の各年齢層の外国チームを招聘し、国際大会や交流試合を実施する。
男女の各年齢層の単独チームの国際交流試合(派遣及び招聘)を、可能な限り実施する。

4、広報・事業委員会の重点事業

企画事業部によるスポンサー、サポーターの拡大と固定化を図る。
戦略的広報・企画・活動の推進と充実
関連団体に対応する事業部設置と活動促進策を構築する。
広報の充実化を図り、メジャーホッケーへ強力推進する。

5、国際委員会の戦略的見直し

日本ホッケー競技の強化と国内における一層の普及の観点に立脚し、協会事務局、男女強化本部及び関連委員会と連携を図る。
FIH(国際ホッケー連盟)、AHF(アジアホッケー連盟)及び各国協会と連携・情報交換等海外とのインターフェースの最前線として積極的に活動を行なう。

6、審判員の養成及びその資格認定と派遣

日本リーグ機構レベル向上に対処するため、審判講習会を実施し、審判員の養成に特に力を入れ、審判技術の向上を図る。
技術役員講習会を実施し、技術役員の養成と、技術の向上を図る。
審判員資格審査委員会を開催し、TD・TO・ジャッジ・A 級 級審判員の資格認定を行う。
ホッケー競技運営規定を発行する。
各国際競技会への審判員、技術役員等の派遣業務を推進する。
オリンピック、ワールドカップ等国際大会出場の国際審判員を早期養成する。

7、関係団体との交流

国際ホッケー連盟、アジアホッケー連盟等との緊密な連絡を取ると共に、国際会議等への参加により、最新の国際情報を収集する。
(財)日本体育協会の諸事業に参画し、各事業の円滑な運営を図る。
国民体育大会の実施に当たっては、(財)日本体育協会及び開催都道府県との連繫を充分組んで、円滑な運営を図る。
平成25年度からの第2次国体参加人数見直しに対し、ホッケー競技の重要性を説明し、参加人数増を目指し、日本体育協会と継続的な協議会を持つ。

また、国民体育大会の施設基準をより一層国際的に合致させ、公認人工芝グラウンド採用を取り進める。

(財)日本オリンピック委員会の諸事業に参画し、各事業の円滑な運営を図る。

8、その他

財政基盤を確立するため安定的な財源の確保を図る。

「男女日本代表チーム(シニア、ジュニア、ユース、ジュニアユース)強化事業推進募金」の一層の推進を図る。

カード事業の充実を図る。

各都道府県協会との協働による継続的な広報活動の立ち上げ。

協賛会員制度の拡充充実を図る。

新規事業の立案・実施により一層の収入増を図る。

ホッケー情報の効果的且つ戦略的なシステムとその活動強化。(北京オリンピックに向けたメディア戦略の再構築)

機関紙(ホッケー誌)の戦略的見直しと活用の推進

ホームページの内容を見直し充実させる。

人工芝製造販売企業指定制度の円滑な実施を図り、高い水準の競技施設の設置を推進する。

日本アンチドーピング機構との連携のもとアンチドーピング活動を推進する。

内外の治安の状況に鑑み、内外の諸活動を実施するに当たり万全の危機管理を行う。

用器具公認制度の円滑な実施を図る。

明確な賞罰制度を諮る。